

# HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム  
株式会社ヒューマン・プライム  
東京都中央区日本橋人形町1-18-9  
ATビル5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 育児・介護休業法の改正 男性の育児休業取得促進

2021年6月3日、男性が育児休業を取得しやすくなる制度などを定めた改正育児・介護休業法が成立しました。厚生労働省によると、2019年の男性の育児休業取得率は7.48%で、その約7割が7日以内の取得となっています。育児休業を取得しなかった理由としては、職場で育児休業制度が整備されていなかったり、職場の雰囲気が育児休業を取得しづらいといった組織の問題のほか、収入を減らしたくなかったからという生活上のハードルも挙げられています。改正法ではこうした実態に応えるため、新たな制度の導入や制度変更が予定されています。ポイントは以下の通りです。



- 1 出産日から8週間以内 男性の育児休業が柔軟に取得できるように** (男性の出生時育児休業制度を新設) **令和4年10月施行**
  - 出産日から8週間以内に4週間 (最大2回に分けて) 可能取得
  - 原則2週間前までの申請で可
  - 労使協定を締結している場合、事前に調整した上で育児休業中に、所定労働日・所定労働時間の半分までスポット的に就業が可能

- 2 企業から従業員へ育児休業の取得確認の義務化** **令和4年4月施行**
  - 会社は、本人または配偶者の妊娠や出産を申し出た従業員に、制度の周知や育児休業取得の働きかけを行うことが義務となります。

- 3 育児休業の分割取得** **令和4年10月施行**
  - 男女問わず、育児休業を2回に分割して取得可能。
  - ※ 男性は、出生時育児休業と併用すれば、1歳までに最大4回に分けて育児休業取得が可能
  - ※ 1歳を過ぎても保育園に入れない等特別の事情がある場合には、さらに夫婦で交替しながら育児休業を取得することも可能になります。

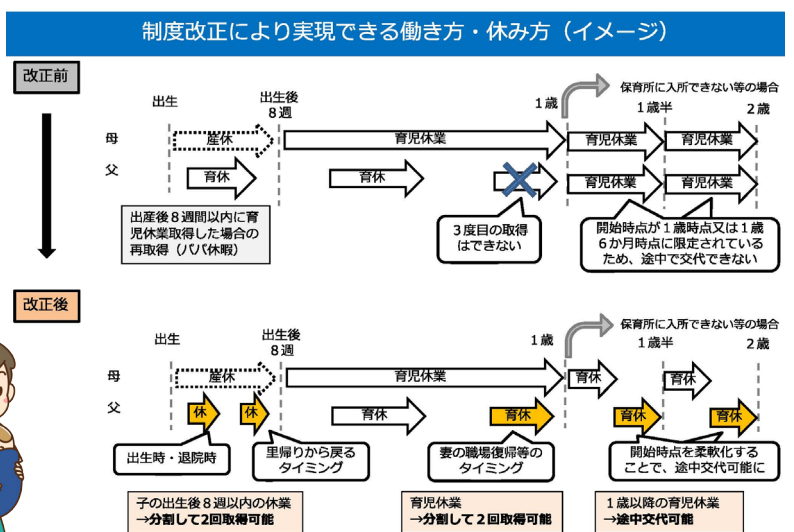


- 4 育児休業の取得状況の公表を義務付け** **令和5年4月施行**
  - 従業員数が1000人を超える企業は、育児休業取得率を公表することが義務となります。



### 5 有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件を緩和 **令和4年4月施行**

- 有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件から、次の要件が廃止されます。
  - ◎ 事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者
  - ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に「事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である者」を対象から除外することが可能です。



### 6 育児休業給付に関する規定の整備

- 本改正により関連する雇用保険法の一部も改正が行われます。詳細は別途公表される予定となっております。



**まとめ** 政府は本法案可決によって男性の育児休業取得率を2025年までに30%とする目標を掲げています。この数字を達成するためには、多くの会社が、男性社員が育児休業を取得することへの理解を進め、取得しやすい職場環境を作っていくことが不可欠だと思います。また、就業規則の変更や従業員への周知徹底も必要となりますので、余裕をもって準備を進めてください。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。